江別市避難所運営マニュアル

【本編】

令和2年(2020年)8月 【第2版】

北海道江別市

江別市 HP (避難所運営マニュアル)

目次

新型コロナウイルス感染症対策

■ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について

水害に備えて

■ 避難行動判定フロー(大雨や洪水の恐れがある場合)

本編

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっています。

また、災害時には断水により手洗いやうがいができない可能性もあることや、避難場所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルスなどの感染が拡大するリスクが高まります。

災害時の避難について「知っておくべき5つのポイント」を下記のとおりお知らせしておりますので、避難する場合の参考にしてください

もし、災害が発生したら **自らの命は自らが守る**」意識を持ち、 適切な避難行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、

災害時には、

危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 1 避難とは[難]を[避]けること。 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 2 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。 安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- 3 マスク・消毒液・体温計などが不足しています。できるだけ 自ら携行して下さい。
- 4 市が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。 災害時には市ホームページ等で確認して下さい。
- 5 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。 やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況 等を十分確認して下さい。

出典:内閣府(防災担当)

水害に備えて

避難行動判定フロー

スタート

あなたがとるべき避難行動は?

江別市「防災あんしんマップ」(※)で自分の 家がどこにあるか確認してみましょう。 ※防災あんしんマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。



ノ 江別市 HP (防災あんしんマップ)



家がある場所に色が塗られていますか?

はい

色が塗られていなくても、周りと比べて低い 土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市か らの避難情報を参考に必要に応じて避難し てください。

【浸水の危険があっても】

- ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
- ②浸水する深さよりも高いところにいる
- ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食料 などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。
- ※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

災害の危険があるので、原則として 自宅の外に避難が必要です。



ご自身または一緒に避難する方は避難に時間 がかかりますか?



安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚 や知人はいますか?



警戒レベル3が出た ら、安全な親戚や知 人宅に避難しましょ う(日頃から相談し ておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出た ら、市が指定してい る指定緊急避難場所 に避難しましょう いいえ

例外



安全な場所に住んでいて身を寄せられる親 戚や知人はいますか?

はい

警戒レベル4が出た ら、安全な親戚や知 人宅に避難しましょ う(日頃から相談し ておきましょう) いいえ

警戒レベル4が出た ら、市が指定してい る指定緊急避難場所 に避難しましょう

出典:内閣府(防災担当)

「令和元年台風第 19 号等による避難に関するワーキンググループ」

避難行動判定フローの参考情報



[水 害] 洪水浸水想定区域 (浸水深)



ハザードマップの見方

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

● 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか





2 浸水深より居室は高いか



3 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か

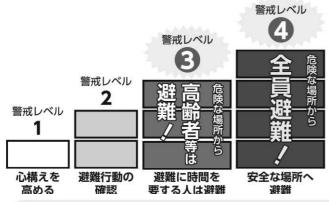


市から出される避難情報(警戒レベル)



危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、 警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4 「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で 危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- <u>警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合</u>は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、 すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、<u>可能な範囲で出される</u> 情報であり、必ず出される情報ではありません。

出典:内閣府(防災担当)

「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

【本編】

避難所運営マニュアルについて

近年、世界各地で大きな地震や洪水などの災害が発生しており、国内でも大規模な地震や局所的豪雨により大きな被害が発生しています。

災害の発生により避難所が開設されたときに、市の職員と連携しながら円滑な避難所運営のあり方や活動の参考にしていただくため、マニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、<u>避難している皆さんが自助・共助の視点で避難所の</u> <u>運営をするため、主に自治会や自主防災組織等を中心とした組織の立上げ</u> <u>や、運営のノウハウについて</u>「北海道版避難所マニュアル」を参考に作成し、整理しています。

災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ



時間の流れ

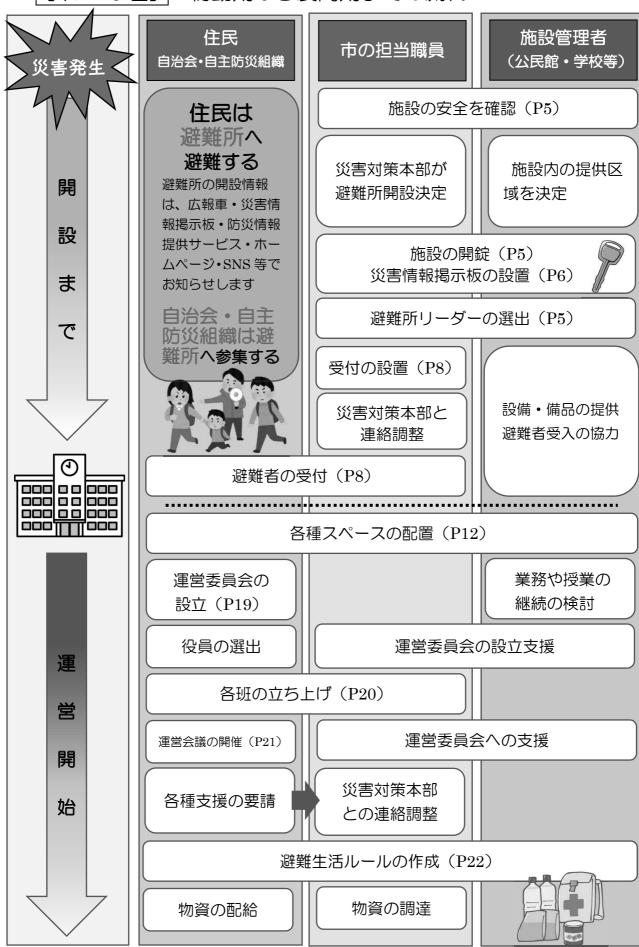
出典:避難所生活の時間軸 東京大学大学院特任助教 定池祐季(平成28年6月時点)

区分	1 初動期	2 展開期	3 再構成期	4 撤収期
カ	(P3)	(P19)	(P24)	(P25)
目安	災害発生直後~	24時間~	3週間以降~	ライフライン回復頃
女	24時間程度	3週間程度		
	避難所を開設し、	多様化するニー	避難所運営を見	避難所を出た後の
	個別事情に配慮しな	ズや個別事情に配	直しながら、避難者	生活の見通しが立
目的	がら避難者の安全確	慮し、個人の尊厳が	の心身の健康を保	ち、避難者の自立が
0.0	保と生活環境の整備	保たれた避難所生	ち、前向きに過ごせ	進むような支援を行
	を両立させる。	活を確立する。	る環境を整える。	う。
邢 之	混乱	・衛生状態の悪化	・気力の低下	• 避難所集約に伴う
配慮を必要とする現象	• 人、物、情報不足	・健康状態の悪化	・健康状態の悪化	移動に関わるスト
を必	・次々と起こる出来	• 感染症の発生	・避難所集約に伴	レス
要と	事への対応に追わ	• 多様なニーズの	うストレス	・避難所から次の住
) do	れる	くみ取りと対応		まいへの移動に時
現	・個別事情への配慮			間を要する人々の
象	不足			ストレス

初動期から展開期までの流れ ⇒ 次頁イメージ図

【イメージ図】

初動期から展開期までの流れ



1 初動期(災害発生直後~24時間程度)

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後〜発災後24時間後までの時期としていますが、災害の規模(被災の程度、マンパワーの確保状況等)によって変わります。

(1) 避難所とは?

避難所は、江別市及びその周辺で、地震、風水害、火山災害、 大規模な事故などが発生したときに、被災者等が一定期間 避難生活をする施設で、市が事前に指定をしている施設を 「指定避難所」(以下「避難所」と言います。)と言い、 市内70箇所を指定しています。

市では、社会教育施設(公民館など)や小中学校を中心に、 被害状況や避難者数等の災害状況に応じ、地域性・耐震性なども考慮して「避難所」 を開設します。

また、「指定緊急避難場所」という一時的に避難する場所として、公園やグラウンド等を指定しています。その他、自主受入避難所が開設されることもあります。

(2) いつ開設するの?

震度5弱以上の地震が発生したときや甚大な災害の恐れがあるときには、市は災害 対策本部を設置します。災害対策本部を設置したときは、

被害状況や地域性、被災者状況などから市長が開設を判断し、開設する 避難所の場所は、広報車・テレビ(データ放送)・ホームページ・ 防災情報提供サービス(メール・電話・FAX)・SNS などで、 お知らせします。

避難所の開設は、市の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

自治会・自主防災組織は、自身と家族の安全を確保した後、地域状況を把握し、担当する各班の活動を行い、避難所を担当する班は避難所へ参集します。

避難所に携わる方たちの行動

新規

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかず長期化も予想されています。一方 災害はいつ発生するかわかりません。

避難所への避難により新型コロナウイルス感染症が拡大することを防ぐため、各避難 所で感染症対策に取り組む必要があります。

口自治会や自主防災組織など

各組織で「〇〇施設災害対応マニュアル」や「〇〇自治会避難所マニュアル」など事前に定めているものがあれば、それを基に避難所の開設や運営、避難者の受け入れを行います。

口避難者

避難所での人の密集を避けるため、在宅避難や親族・友人宅等、避難所以外への避難 もあらかじめ検討します。

避難所へ避難する場合は、マスク、消毒液、体温計などのほか、手洗い用石 鹸などの衛生用品、季節にあった服装、滞在時の寝具や敷物、平常時から備えをお願い している最低3日分(推奨1週間分)の水・食料などを各家庭から持参して避難します。

口避難所における市の担当職員

市から避難所に派遣され、避難所の開設、運営や衛生管理等に努めます。

台風等の大雨災害が事前に予想される場合は各避難所に早期に派遣され、避難所の開設や避難者の受け入れを初動から担います。

【例】

平日・日中(市職員の勤務時間内)に突発的な災害が発生したとき

市は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに市の担当職員を避難所に派遣します。

早朝・夜間・休日(市職員の勤務時間外)に突発的な災害が発生したとき

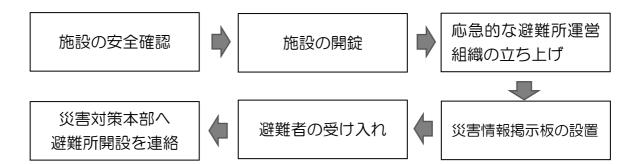
市は担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議し避難所を開設します。

緊急の場合は、施設管理者や自治会役員等が避難所を開設することができます。

口施設の管理者・職員

避難所内の居住スペースや、体調不良者の専用スペースを設置する際など施設の活用 に関することを中心に運営の支援を行います。

避難所運営の動き



(1)施設の安全確認 様式1 避難所の被害等チェックシート

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設する必要があります。
市の担当職員と施設管理者は、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

- ①避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。
- ②目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が 近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- ③周辺の二次災害のおそれ(火災、土砂災害等の危険性)がないことを確認します。

(2) 施設の開錠

<通常時>

避難所施設の解錠は市の担当職員が施設管理者の協力を得て行います。

<緊急時>

市の担当職員が不在で、かつ、緊急の場合には、施設管理者が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、 避難所の開設準備にとりかかります。



(3)避難所リーダーの選出

市の担当職員は施設管理者の協力を得て、避難所(施設)の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するよう努めます。

- ①避難所開設の準備として、リーダー(※)を選出し、そのリーダーの下、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保(避難所内の区域設定)を行います。
- ※リーダーには、「自治会や自主防災組織の役員」や「北海道地域防災マスター」 などが考えられますが、すぐに決まらない時は、市の担当職員が一時的に対応す ることも考えられます。

②本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、リーダーが陣頭指揮をとり、応急的 な避難所運営にあたります。

災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

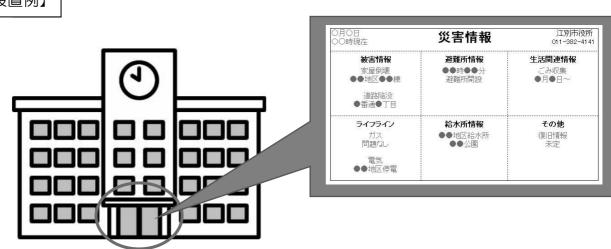
また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとります。(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)

(4) 災害情報掲示板の設置 新規

目的 市は地域住民のみなさんへ情報を発信するため、災害情報掲示板を設置し、情報の受け取り場所とします。

災害情報掲示板とは?		
設置する人	市の担当職員や施設の管理者など	
設置する場所	市内の各小中学校と開設する避難所	
設置の要件	市内で大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき	
設置場所	正面玄関や出入口など多くの人が見やすい場所	
内容	被害状況や避難所の開設情報、給水所情報、生活関連情報など	
情報の更新	新しい情報が入ったとき	

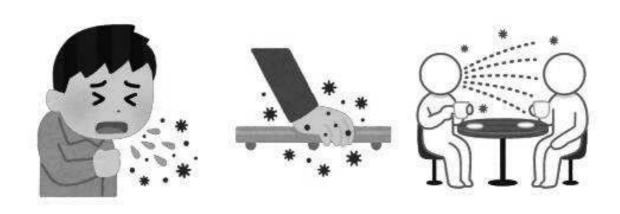
【設置例】



正面玄関や出入口など多くの人が見やすい場所に設置します。

避難者の受入と対応

世界中で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなかで、災害時の避難により、3つの密(密閉、密集、密接)が生まれ、そこで感染が拡がる危険性が高まっています。新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するため、閉鎖空間で多くの人が近距離で会話する環境は、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させると言われています。



(1) 避難者の受け入れ前に決めておくこと

感染拡大防止の観点から、通常の避難所においては、新型コロナウイルス感染者を受け入れることは困難で、濃厚接触者や感染の疑いのある方々については、早めの相談や検査受診、濃厚接触者用宿泊施設や医療機関での療養が基本となります。

新規

しかし、非常時には避難者として受け入れざるをえない場合もあることから、市は 必要な物資や住民への周知などの準備、災害発生時の避難所の開設・運営時の対応を 事前に決めておきます。

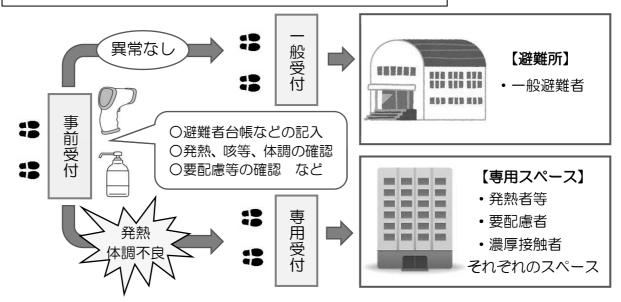
また、避難中において、感染が疑われる事例が発生した場合には、市は速やかな隔離と、関係機関(保健所等)への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作るなどの対応をします。

(2) 避難者の事前受付 様式2 避難者台帳

新規

様式3 受付時健康状態チェックリスト 様式4 避難者個別カード

事前受付と一般受付・専用受付のイメージ(例)



- ①自治会・自主防災組織は、建物入口の手前に「事前受付」(机・椅子・筆記用具の 準備)を設置します。この事前受付では、非接触型体温計を使用し、避難者の検 温を行い、発熱(目安37.5度以上)が確認されたら専用受付へ誘導します。
- ②事前受付では、避難者世帯の代表者に「様式2 避難者台帳」と避難者全員に「様 式3 受付時健康状態チェックリスト」「様式4 避難者個別カード」を記入して もらいます。
- ③受付者は、避難者が記入した「様式3 受付時健康状態チェックリスト」を基に 発熱、咳等、体調の確認及び要配慮等の確認をします。
- ④発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者が判明した場合は、隔離等の対応を実施 し、一般避難者は建物の一般受付へ、発熱・体調不良者は専用受付へ向かいます。

(3) 避難者の一般受付

- ①居住空間への一般避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース(体育館等) から避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は、家 族単位で、優先して空調設備等のある部屋へ収容します。
- ②自治会・自主防災組織は、一般避難者に記入してもらった「様式2避難者台帳」 や「様式4避難者個別カード」の情報を基に食事・入浴支援等の利用有無の項目 といった追加を行うなどをして活用します。
- ※詳しいレイアウトは、様式集にある「避難所における新型コロナウイルス感染症への 対応の参考書類」の「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例) 〈避難受付時〉」を参考に可能な限り最大限の対応を心がけてください。

(4)避難者の専用受付 新規

<濃厚接触者、感染の疑いがある者の隔離>

①濃厚接触者

- ・市の担当職員は災害対策本部へ連絡し、災害対策本部は保健所に連絡・相談します。
- ・相談の結果、濃厚接触者用宿泊施設に収容可能な場合は当該施設に本人の私有 車等で移動します。(※施設が開設しているか確認)
- 移動できない場合は避難所で一時的に専用スペースに隔離します。

②感染の疑いがある者

- ・市の担当職員は災害対策本部へ連絡し、災害対策本部は保健所に連絡・相談し、 指示に従います。
- 移動できない場合は避難所で一時的に専用スペースに隔離します。

≪避難者の症状別対応表≫

区分	対応
• 濃厚接触者	【私有車】で移動してきた場合
	⇒私有車、個室等に隔離
	【徒歩】で移動してきた場合
	⇒個室等に隔離
	保健所に連絡・相談
	⇒相談の結果、可能ならば濃厚接触者用宿泊施設に移動
	(※施設が開設しているか確認)
・感染の疑いがある者	【私有車】で移動してきた場合
• 発熱、呼吸器症状	⇒私有車、個室等に隔離
機怠感等 機怠感等	【徒歩】で移動してきた場合
13,3,3	⇒個室等に隔離
	保健所に連絡・相談
	⇒指示に従う
• 上記以外	• 避難者間の距離を確保
(一般の避難者)	・体調悪化した場合は改めて検温・問診をする

- ※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでに専用の動線を確保する。
- ※濃厚接触者と感染疑いがある者が同時にきたときは、場所を共有させない。
- ※トイレの使用後は、濃厚接触者もしくは感染疑いがある者本人が一時的に消毒し、 その後、感染予防対策をした者が本格的な消毒をします。

[窓口] 北海道江別保健所

電話:011-383-2111(直通)

(5) 冬季間の対応 新規

ます。

冬季間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があり、 施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブ等の暖房器具 が必要です。この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。



乾燥を防ぐため、加湿器の設置や濡らしたタオルを室内に干します。

(6) 車中泊の避難者に対する対応 新規

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

市の担当職員と施設管理者、自治会・自主防災組織は、車中泊の避難について、各 避難所の駐車場などや目配りができる範囲で認めるなど、食事、トイレなどの所定の 生活ルールを説明するものとします。

また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、水分摂取などの注意喚起を行う必要があります。

(7) 負傷者・要配慮者等への対応 様式5 避難行動要支援者名簿

新規

市の担当職員と自治会・自主防災組織は、避難者に負傷者、発熱や 咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療 の必要性(緊急度)が高い者については、災害対策本部に連絡します。 避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。 避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、



協力を依頼します。 要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、災害対策本部に連絡し

要配慮者が必要とする食料(食物アレルギー対応食品等)や物資(ストーマ用装具等)のニーズを把握し、災害対策本部に確保を要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

(8) 食事提供時の対応 新規

自治会・自主防災組織は、避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留 意するとともに、アレルギー等の有無について、配慮する必要があります。

また、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、災害対策本部は管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しなどにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮します。

(9) 設備・備蓄品の確認 様式9 備蓄物資一覧表

自治会・自主防災組織は、避難所運営に必要な物資を確認します。備蓄品の配付に 備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

備蓄品の不足等を把握し、災害対策本部に要請を行う準備をします。

(10) 災害対策本部への連絡 様式10 物資要請表

市の担当職員は、避難所の状況について、災害対策本部に連絡します。市の担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー(避難者の代表者)が行います。

この連絡により、避難所が災害対策本部からの支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。その際には、物資等の要請も行います。

[窓口] 江別市総務部(危機対策・防災担当)

電話:011-382-4141(代表)

(11) 福祉避難所開設の要請

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、 福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、福祉避難所の開設を検討する必 要があります。

その場合、市の担当職員は災害対策本部と連絡を取り、対応を要請します。

各種スペースの配置

避難所内の各スペースは、避難者の年齢・身体の状況等により、部屋を分け、利用目的やその範囲などが誰でもわかるような言葉や表示方法(ピクトグラムの使用など)を工夫して明示する必要があります。 様式6 避難所内の空間配置図

(1)感染症対策におけるスペースの確保 新規

①一般の避難者

可能な限り一人当たり4㎡程度(各避難所の実情に合わせて設定する。)のスペースを確保するようにし、市で備蓄している段ボール間仕切りを施すなど、プライバシーの確保を図ります。通路幅も可能な限り2m(最低でも1m)を確保します。

- ②濃厚接触者・感染が疑われる者 万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認し ます。(他の避難者と一切交わらないことが望ましい)
- ④1棟だけの場合

建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別の専用の入口を設定します。

- 入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討します。
- 入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認し、可能な限り個室、専用トイレを用意します。
- トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましいです。
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離します。
- 専用のゴミ箱を設置します。(可能な限りフタ付きの物を準備)

(2) 居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

例:「学校の場合」 体育館 ⇒ 講堂・ホール ⇒ 教室 ※教室等を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

居住スペースを決めたら、避難者の状況に応じたスペースを確保します。

- ①一般避難者(健康状態に問題がない方)
- ②要配慮者(介護が必要な方、妊産婦、乳幼児 など)
- ③病人(隔離室)、負傷者

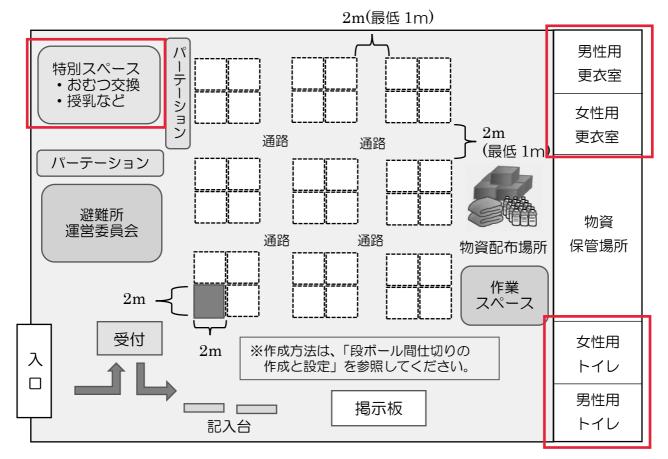
④女性など特別な配慮が必要な方

居住スペースでは、世帯を基本単位に編成します。世帯の異なる家族、親戚なども 必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で 安心できる環境を作ります。



参考1:避難所スペースのレイアウト(例)

新規



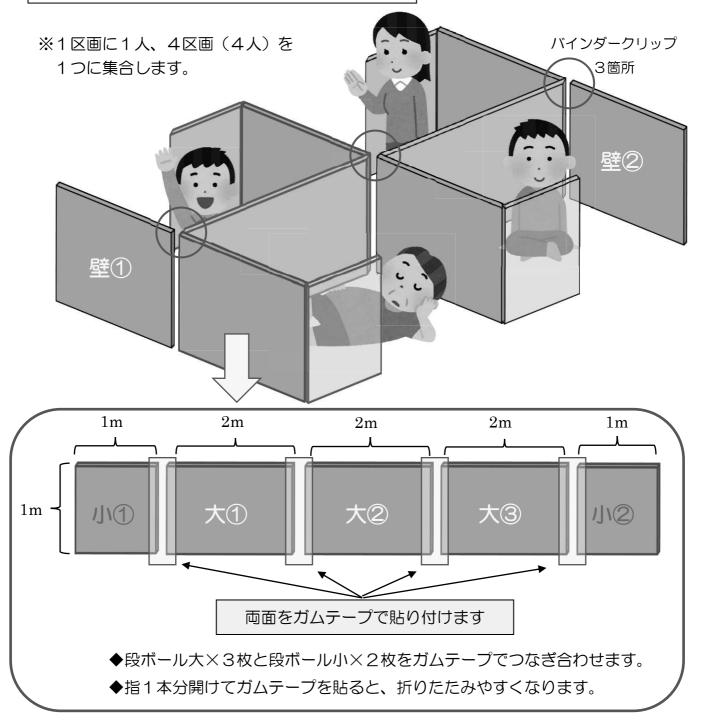
- ※居住区は1区画に1人を基本として、4区画(4人)を1つに集合します。
- ※通路は2m(最低1m)あけるようにします。
- ※避難者数により、居住スペースの配置を変更します。

(3) 避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所(受付、避難所運営委員会執務室、作業スペース)は居住 空間と別に用意し、施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

参考2:段ボール間仕切りの作成と設定

新規



≪4人分の居住スペースを作る方法≫

◆必要物品

- ①段ボール5枚をつなぎ合わせたもの2セット
- ②壁になる段ボール大2枚(壁①と壁②の部分)
- ③バインダークリップ3個:段ボール同士は、<u>少しだけ重ね合わせて、(図の〇の部分)</u>重なった部分を上からバインダークリップでつなぎます。



(4) 立ち入り禁止のスペース

市の担当職員は施設管理者と協議し、学校の理科室など危険な薬品や設備等がある 部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

(5) 状況に応じて設ける必要のあるスペース

① 採暖室(暖をとる部屋)

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、 採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

② 授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、パーテーションなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③ 患者室(隔離室)

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として 設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく 一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を 用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具(手袋やマスク等)を 着用してから入室するよう表示します。

4 相談室

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営スタッフに相談する 部屋で、できるだけ早く設置することが望まれます。

⑤ 静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻す、騒がしい場所が 苦手な人が過ごす場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

6 育児室

周囲を気にせず、子供を遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に 設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者などが見守るようにします。

また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子供たちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦ コミュニティールーム(サロン)

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。



⑧ 固定電話の設置

居住スペース(就寝場所)に声が届かない場所に設置します。

⑨ 携帯電話等の充電スペースの設置

避難所においては、市で備蓄している限られた発電機で 充電することは可能ですが、照明や通信手段など最低限の 施設機能を維持しなければならないため、限られた電力を 公平に分配する必要があります。



そのためには、一人一回15分以内や充電ケーブルは持参する、医療機器に関する電力は優先するなど、制限を設けるようにします。

新規

また、人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意することや、充電希望 者受付簿等の作成など、待機する人の整理も必要です。

⑩ 風呂やトイレなど

風呂やトイレなど水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。 なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、

簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。

トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、 また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

① ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬季間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

② 支援物資の受入スペース 様式11 物資受付簿

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

③ ペット滞在スペース 様式13 ペット登録台帳 新規

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。

ペットの受け入れについては、事前にペット同行避難のルール(ケージやペットシートの持参をしているか、ペットはケージ内で長期的にいることが可能かなどの確認)を決めておくことが重要ですし、避難所運営委員会や施設管理者と協議の上、決定する必要があります。

【考え方】

原則 ペットの滞在スペースは、避難所敷地内の屋外になります。 例外 ただし、避難所によっては施設の構造等により、同行避難 ができない可能性もあります。

④ インターネット環境の整備 新規

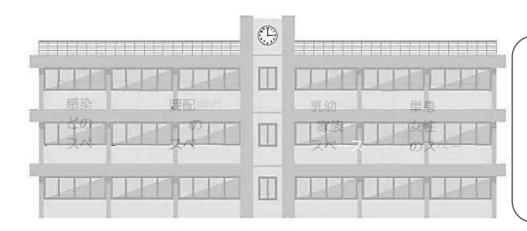
災害対策本部は、避難者がインターネットにより情報を入手できる設備 (wi-fiなど)を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

⑤ 駐車スペースの確保 新規

市の担当職員と施設管理者は、自治会・自主防災組織の協力を得て緊急車両や 給水車などの駐車スペースを確保します。避難者がやむをえず、学校の運動場へ 駐車する場合は、駐車スペースをなるべく端に確保し、ロープなどで場所を明示 します。自転車やオートバイなどは、所有者の氏名などを車体に明記(紙に記入 しダッシュボードに置くなど)して、所有者が責任をもって管理します。

Wi-Fi

参考3:屋外スペースのレイアウト(例)



駐車場

- 荷物の搬入
- 資材置き場など



避難所運営委員会

屋外スペース

- ・ゴミ集積場
- 遊び場
- 喫煙所
- ・ 洗濯物干し場

炊出しスペース

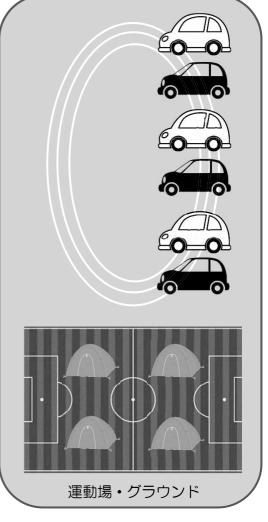
男性用仮設トイレ

多目的仮設トイレ

女性用仮設トイレ



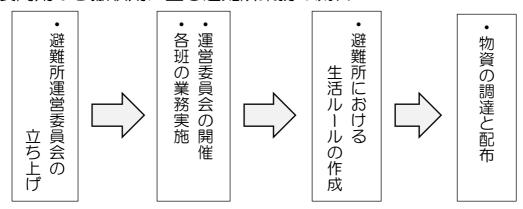
ペット滞在 スペース



※駐車スペースをなるべく端に確保し、 ロープなどで場所を明示します。

2 展開期(24時間~3週間程度)

展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ



展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、自治会・自主防災組織は本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。期間は、災害発生から、概ね 24 時間~3週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

(1) 本格的な避難所運営組織(避難所運営委員会)の立ち上げ

自治会・自主防災組織は避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者(住民)が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

災害のケースにより、地域によっては、周辺地域が被災していないため、避難所に周辺の自治会等が避難していない場合も想定されます。この場合は、避難者が主体となり避難所運営を進め、周辺自治会等は可能な範囲で避難所運営に協力・支援していただくという形も考えられます。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

「避難所運営委員会」を立ち上げるまでの流れは、以下のとおりとなります。

- ①市の担当職員が避難者へ「避難所運営委員会」を立ち上げるよう促します
- ②避難者の中から委員長・副委員長を選出します
- ③役割別の班を編成して、各班長を選出します
- ④避難所運営委員会の会議を開催し、各班の人数決定します。
- ⑤「様式2 避難者台帳」を参考に、避難者を各班に振り分けます
- ⑥正式に「避難所運営委員会」を立ち上げます

避難所運営委員会の役割

①委員長・副委員長

避難所運営を統括する役割を担います。定期的に避難所運営委員会の会議を開催し、各班の活動内容把握や避難所運営に関わる調整などを行います。

~ポイント~

委員長や副委員長の選定にあっては、以下の方が想定されます。

- 1 自治会や自主防災組織の役員
- 2 北海道地域防災マスター・防災士
- 3 その他、防災に関する知識を有する方

【使用する様式】

様式7 避難所運営委員会役割分担表

様式8 避難所運営日誌

②総務班

各班調整、情報収集、運営記録、避難者のニーズの把握や相談対応、避難者情報管理、ボランティアの要請、交流の場の提供などの役割を担います。

【使用する様式】

様式2	避難者台帳
M表 T. フ	

様式4 避難者個別カード

様式5 避難行動要支援者名簿

様式13 ペット登録台帳

様式14 職員・ボランティア等派遣要請表

様式15 ボランティア受付簿

様式16 避難者要望シート

様式17 外泊届

様式18 郵便物等受付簿

様式19 取材者受付用紙

様式20 近隣の避難所・官公署リスト

③施設管理班

施設管理者と協力しながら、定期的な施設の安全確認、火気の取り扱い場所の周知、施設・敷地内の利用ルールの徹底をさせる役割を担います。

避難所での防火・防犯対策として、見守り体制の構築を図り、特に、女性に対

するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

【使用する様式】

様式1 避難所の被害等チェックシート

様式6 避難所内の空間配置図

4食料 • 物資班

食料・物資の管理や配食、救援物資の要請等を行います。

女性用の物資は女性が配給を担当するなど、配慮が必要です。

炊き出しが可能な場合は、炊き出しの役割も担います。

【使用する様式】

様式9 備蓄物資一覧表

様式10 物資要請票

様式11 物資受付簿

⑤保健・救護班

施設内の傷病者や要配慮者の状況把握と対応を行います。避難者の中に医療職や介護職の方がいる場合は、その方に役割を担っていただくよう要請します。

避難者に負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性(緊急 度)が高い負傷者については、救急車を要請します。避難所内で対応可能な場合 は、保健室等で適切な処置を行います。

【使用する様式】

様式12 健康管理シート

⑥衛生班

避難所内のごみ・トイレ・清掃に関することなど、 衛生管理全般の役割を担います。



(2)避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

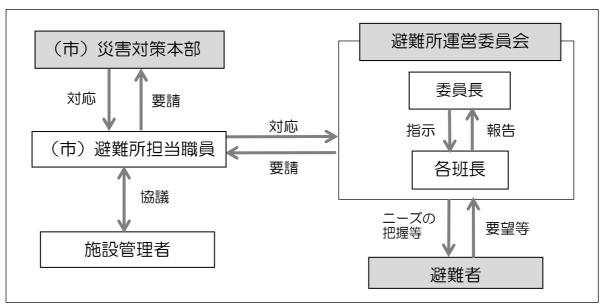
特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、 各班が連携した対応を行うようにします。

会議の議題等の例(生活ルールの作成)

- ■避難所運営の方針と決定
- ■避難者ニーズの把握
- ■必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- ■居住区へのつい立の設置、スペース配分の見直し
 - 避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均 像になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可 能な限り公平な配分とします。
- ■避難所の生活ルールの確立
 - ・起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、炊事場の設置ルール等を設けます。
- ■避難者や避難所運営スタッフの健康管理
 - ・避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになる こともあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。
 - ・ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

避難所の情報連絡体制

避難所運営にあたり、情報連絡体制を整えることは重要です。情報連絡体制は以下の とおりとします。



※上記情報連絡体制は、避難所運営委員会が立ち上がった場合を想定しており、避難所 を開設した当初はこのような体制とならない場合があります。

避難所運営に関して、その他検討すべき事項

(1)円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあるため、災害対策本部は 外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応する ためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの 物的資源の受入を円滑に行います。

(2) 防犯対策の実施

避難所運営委員会は避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保 や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイ レや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

(3) 正確な情報の発信 新規

災害対策本部はデマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Lアラートのお知らせ欄や市のホームページ、防災情報提供サービス、SNS、広報車も活用し、避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

江別市ホームページ http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/ (右の QR コードからアクセスできます。)

(4) 在宅避難者等への対策の実施 新規

災害対策本部は、帰宅困難者(勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が 困難になった者)や在宅避難者(避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した 自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由 な生活を送っている者)等への情報発信や物資提供などの対応拠点として、避難所を 機能させます。

(5) 個人情報の取り扱いについて

外部から電話や訪問などで安否確認があった場合などは、「様式3 避難者個人カード」にて同意があった方のみ開示するものとし、避難者の個人情報は厳重に管理します。

3 再構成期(3週間以降)

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

(1) 再構成期の避難所運営

概ね災害発生から3週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報 (仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など)の提供を行っていくことが必要です。

(2) 避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、 避難所の解消につなげることが求められます。

災害対策本部は避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合 も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所と して使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすること となります。

(3) 避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、家が被災したり不安であったりと様々な理由があるため、災害対策本部は、その不安を解消するために、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に 対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を 移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送 方法などについて避難者に伝達します。

4 撤収期(ライフライン回復頃)

(1)避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立った際に、避難所運営委員会は避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

災害対策本部は、避難所の閉鎖が決定した場合には、避難所運営委員会の協力を得て、避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。

回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得ながら行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収確認後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

感染症対策 新規

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。避難所は、集団で生活をしていることから、発生した感染症が拡がりやすい環境にあるため、感染拡大防止に万全を期すことが重要であり、以降の点に留意する必要があります。



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

出典:首相官邸 HP

感染症を踏まえた避難所の開設

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

市は避難所の収容人数を考慮し、避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館などの活用も検討します。

新規

(2) 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくこともあります。

(3) 自宅療養者等の避難の検討

市は自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応について、保健所と十分連携し、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を行います。

避難者等の健康管理

(1) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

①避難所運営委員会は、避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。

新規

②運営スタッフは、事前に各自の健康状態(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)を確認し、症状がある場合は避難所運営委員会に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

避難所の衛生管理 新規

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の 基本的な感染症対策を徹底します。



(2) 避難所の衛生環境の確保

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃 するなど、衛生環境を保ちます。

(3)トイレの消毒

トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと 使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)を用いて、便器周りを中心に清掃します。

(4)消毒液

消毒液は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。 (例:アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスに は効果がありません。)

(5) その他

- ①避難所は土足厳禁にします。
- ②紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。
- ③一般のゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄します。

新規

(1) 換気

避難所内は、定期的に十分な換気を行います。



(2)スペースの確保

避難者が十分なスペースを確保できるよう留意します。人との間隔は、できるだけ 2m (最低 1m) 空けることが望ましく、段ボール間仕切り等によるパーテーション の設置が有効です。

(3) 食事時間等の管理

- ①密集・密接を避けるため、食堂形式で食事をとる場合は、避難者ごとに食事の時間をずらすようにします。
- ②食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知します。

発症時の対応 新規

避難中において、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作る必要があります。

(1) 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

災害対策本部は、感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や病院への搬送など保健所と十分に連携の上で、適切に対応します。

(2) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

①避難所運営委員会は、発熱、咳等の症状が出た者が発生 した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。 その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、 専用のトイレと手洗い場を確保します。



- ②発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむをえず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
- ③症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、 動線を分けます。

なお、すぐに対応ができない場合は、取手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

その他、可能な限りの感染症対策について

新規

■新型コロナウイルス感染症に関する資料が内閣府より発出されていますので、抜粋 した資料を様式集に添付いたします。

各避難所で全て実施することが望ましいとされていますが、災害は、様々な形でおこります。可能な限り最大限の対応を心がけてください。

■令和2年6月10日府政防第1262号内閣府他 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考書類」(第2版)

- ①新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉
- ②健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)
- ③新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉
- ④健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)
- ⑤発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)
- ※感染症の詳細については厚生労働省ホームページで確認できます。https://www.mhlw.go.jp/index.html(右のQRコードからでもアクセスできます)



〔改訂履歴〕

版	改訂年月	改訂理由及び内容
55 A 115	平成30年5月	#C+0 (***
第1版	(2018年)	• 新規策定
第2版	令和2年8月 (2020年)	・北海道「令和2年(2020年)5月 北海道版避難 所マニュアル」の改正及び「避難所における新型コ ロナウイルス感染症への対応の参考書類」に基づい た修正

このマニュアルに記載のない事項等については、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。

江別市避難所運営マニュアル (第2版)

発行: 令和2年(2020年)8月

企画•編集:総務部(危機対策•防災担当)

〒067-8674 江別市高砂町 6番地

電話: 011-382-4141 (代表) Fax: 011-381-1070

URL: http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/

